

令和4年度 新井小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめはどの子にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通して、すべての児童が安心して教育活動に取り組むことができるように家庭や地域、関係者との連携を図りながら学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組んでいく。

当校のいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第13条の規定及び「妙高市いじめ防止基本方針」に基づき、この「新井小学校いじめ防止基本方針」(以下「学校基本方針」という。)を策定する。

1 いじめの防止等のための基本的な方針

(1) いじめの定義

法第2条

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係*にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響*を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等で関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめを受けた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害生に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) 基本理念

いじめは重大な人権侵害であり、決して許されない行為である。いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身に生涯にわたる深い傷を負わせ、健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与える。また、最悪の場合には、生命に重大な危機を生じさせるおそれがある。

従って当校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、教職員がいじめに対して積極的、組織的に対応し、児童とともに解決を図る。同時に全教育活動を通して人権教育、同和教育の実施、豊かな感性を育む教育の充実、更には保護者、地域といじめの防止等への協力体制の構築を通して、いじめを生まない学校づくりに努める。

(3) いじめの実態に関する認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断にあたっては、行為が起こったときにいじめを受けた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認するだけでなく、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。本人がいじめを否定したとしても、表情や様子をきめ細かく観察するとともに、特定の職員のみによることなく、組織的な対応により総合的に判断することが大切である。

好意から行った行為が意図せずに相手側の児童の心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、学校いじめ対策委員会へ情報提供することは必要となる。

(4) いじめの防止等のための取組方針

- ・いじめは絶対に許されない行為であるという認識に立ち、組織的対応で問題の解決にあたる。
- ・いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ・校内研修等において、「新井小学校いじめ防止基本方針」に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめの防止等の取組に対する資質を向上させる。
- ・当該児童の心情理解に努めるとともに、当該児童の保護者に対する誠意ある対応を心掛ける。
- ・発見後は、素早い対応と関係機関との連携を常に心掛け、全校体制で取り組む。
- ・保護者・地域住民に、学校のいじめ防止等の取組について、理解と協力を働きかけるため、広報と啓発を行う。

2 いじめの防止等のための組織の設置

(1) 設置の目的

法第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ・不登校対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

(2) 構成員

構成は、生活指導主任、養護教諭他複数の教職員及びスクールカウンセラー等(心理・福祉等に関する専門的知識を有する者)を基本とし、校長が指名するものとする。

(3) 役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善を進める上での中核となる。
- イ いじめの通報並びに相談窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や問題行動などに係る情報を収集・整理する。
- エ いじめの疑いに関する情報があったときには速やかに会議を招集し、情報の迅速な共有、児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制、対応方針の決定、保護者との連携等について校内の中核となってその対応にあたる。

3 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

教職員は、いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に未然防止の取組として、児童が主体的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動に取り組む。

○発達障害を含む障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

○海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつ等の外国につながる児童は、言語や文化の差から学校での学びにおいて、困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの差からいじめが行われることのないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童に対する理解を促進するとともに学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

○性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

○東日本大震災により被災した児童または原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という）については、被災児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら被災児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

○上記の児童を含め学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築するよう、全ての教育活動並びに道徳教育を通じて人権教育、同和教育を計画的に実施する。

イ 感動体験や困難な体験並びに協同的な学びを通じて、豊かな心や人間関係づくり、コミュニケーション能力を育む。

ウ 教員のいじめ問題の早期発見や解決能力の向上を図るために、校内研修の充実に努める。

エ 「妙高市学校教育における情報モラル教育の基本指針」及び「新井小学校情報モラル教育全体計画」に基づいて情報モラル教育を推進し、ネット上のいじめの防止に努める。

ネット利用のルール等について妙高市インターネット等の利用に関するこども宣言を活用して話し合う機会を設定するなど、児童が主体となる活動を推進する。

オ 保育・こども園・小・中・総合支援学校間の引き継ぎにおいて、いじめに係る過去の事案やいじめが心配される人間関係について詳細に情報提供し、引き継ぎ後も継続的に支援が行われるよう体制の構築に努める。

カ 家庭においてもいじめ防止のための教育がなされるよう、保護者を対象にした啓発活動や相談体制を充実させる等、家庭への支援を行う。

幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児がほかの幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう取組を促す。また、就学前の移行学級等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案する。

(2) いじめの早期発見

ア いじめの早期発見に向けて、アンケート調査や教育相談を実施するとともに、児童の悩みや集団への適応状況を把握するなど、組織的かつ計画的に必要な措置を講ずる。

イ 教育委員会内及び適応指導教室のいじめに関する通報及び相談窓口、県が設置する 24 時間体制の相談窓口等について、保護者への周知を図る。

ウ いじめや児童の悩みを認知した場合は継続的に教育相談を行い、必要に応じて子ども若者支援専門員及び県派遣スクールカウンセラー等の活用を図る。

エ インターネット上で行われるいじめに対して適切に対応するため、情報収集に努める。

(3) いじめへの対応 <□ポイントと■留意点>

①全体的な対応

□いじめが解決した後も、きめ細かく経過観察を行い、関係する児童への支援を行うことにより、いじめの再発防止に努める。

■いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ・いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安とする）
- ・被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

■当該児童の「心情の理解」や「当該の保護者に対する誠意ある対応」を心掛ける。

■発見後は、「素早い対応」、「関係機関との連携」を常に心掛け、必ず「全校体制」で取り組む。

■いじめ認知後は継続的な支援・指導を心掛け、3ヶ月を目安にいじめ解消を確認するために、被害児童・加害児童への聞き取りや対策会議を行う。

②被害者児童への対応

□本人の不安（疎外感、孤独感等）や級友、教師に対する不信感の払拭に努める。

□友人関係をつくり、学級への所属感を高めることを主とした継続支援・指導を行う。

□問題の表面化が、本人の学級での孤立を招く恐れがあるので、取組は慎重に行う。

□本人とのかかわりは、学級担任に限らず、本人と望ましい関係にある教師が行う。

■「事情聴取」では、本人の心情を十分理解しながら「いつ、どこで、だれが…」など、できるだけ具体的な状況を聴取する。記録を残し、再確認のための資料とする。

■「本人への確認」では、不安から事実を拒否する場合「教師は、味方であり、最善の努力をするこ

とを約束する」などを伝える。また、本人の親しい友人に聞いてもらうなど工夫し、事実を明らかにする。

- 「本人との話し合い」では、十分時間をかけ、本人の納得できる方法を講ずる。また、約束は厳守する。
- 「被害者・加害者の話し合い」では、必ず管理職が立ち会う。謝罪だけでなく、本人の不安解消を中心に何度も話し合う。「話し合い」は、「児童同士だけ」、「保護者同士だけ」、「児童・保護者同席」の場合が考えられるので、問題の程度によって判断する。特に、被害者の要望は、十分考慮する。
- 定期的カウンセリングの実施、日常のふれあい、観察、保護者との連絡を継続して行う。

③加害者児童への対応

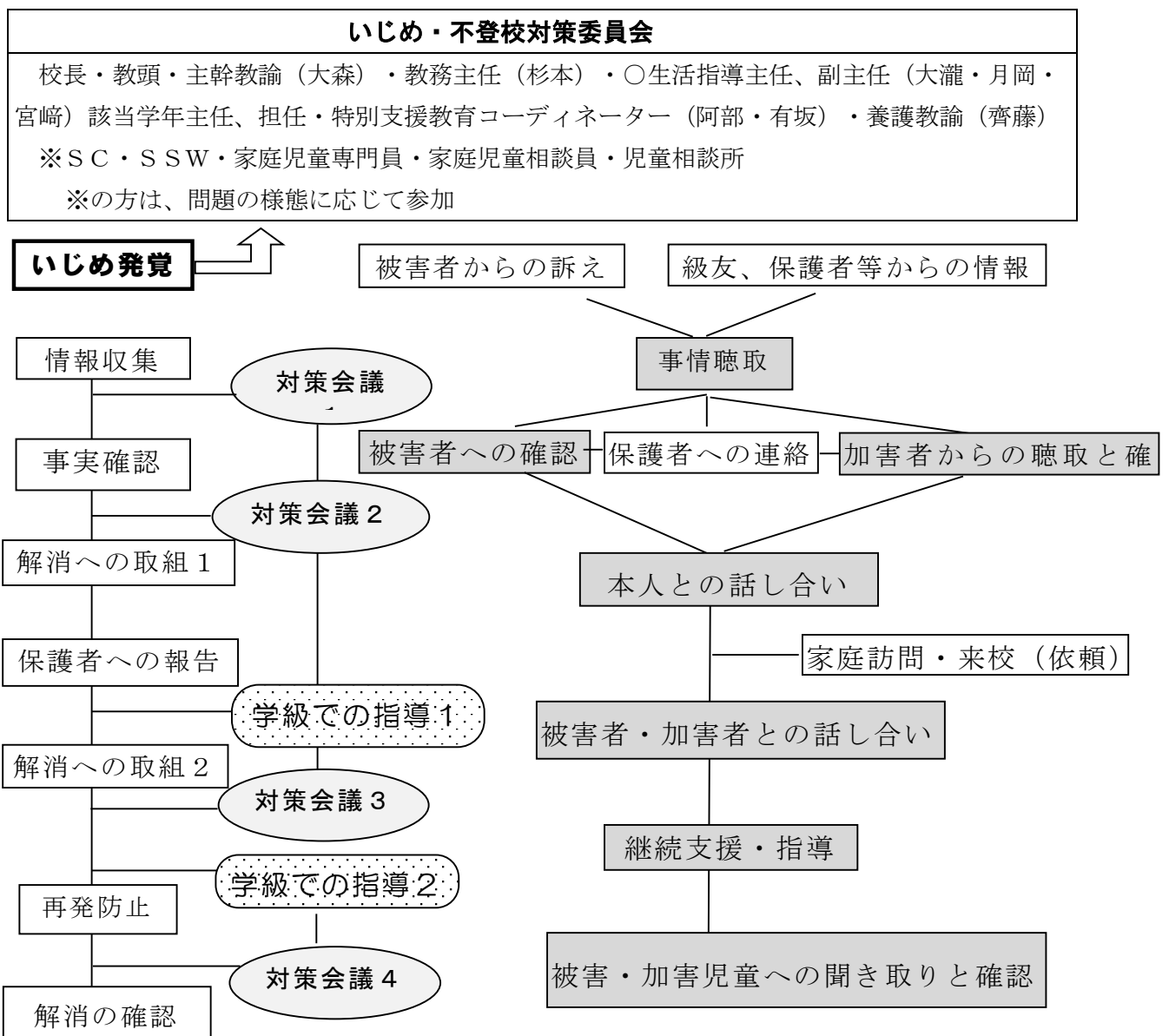
- 「いじめは絶対に許されない行為である」ことを徹底指導する。
- いじめの背景や構造を明らかにし、関係した児童すべてに対して指導・支援する。
- 教師への反発、学級での孤立など、二次的問題の発生につながることはないように、本人の気持ちを理解しながら継続指導を行う。
- 加害者がグループの場合、グループ指導の他に、個別の面接を定期的に行い指導する。
- 「本人への聴取と確認」で、加害者が複数人の場合、担当者が別々につき、一人一人に話を聞く。後で話をつき合わせ、いじめの構造を明らかにする。そのため、不明確な点は再確認し、記録しておく。
- 加害者が「ふざけ遊び」と言う場合も、その場ではいじめかどうかの判断はせずに、その内容をきちんと聞いておく。
- 事情聴取は、不用意に周囲に知れることがないように配慮する。また、一方的な説諭にならないよう、いじめに至った心情とその経過を明らかにするように聞く。
- 「本人との話し合い」で、いじめ行為に対しては、毅然とした態度で指導する。また、強い反発が予想される場合、心情を理解しながら十分時間をかけて説諭し、反省を促すようにする。
- 「被害者・加害者の話し合い」では、必ず管理職が立ち会う。謝罪だけでなく、被害者の不安解消を中心に話し合う。
- 本人には、これから被害者との関係をどうするか、改善すべき言動等についてなど、約束という形にするまで話し合う。
- 日常のふれあい、観察、必要に応じたカウンセリングの実施、保護者との連絡を継続して行う。

④保護者への対応

- 保護者の不安や不満を謙虚に受け止め、問題を軽視することなく誠意をもって対応にあたる。家庭訪問を多くするなど、こまめに連絡を取り合い信頼の回復に努める。
- 保護者の心情を理解することに努め、協力関係を強化する。また、機会あるごとに話し合いを十分に行い、感情的なトラブルに発展しないように留意する。
- 「保護者からの訴え」は、必ず家庭訪問をして直接話を聞く。また、早急に経過を報告することを伝える。
- 「保護者への連絡」は、加害者、被害者への事情聴取や事実確認を実施した当日の内に家庭訪問して、その主旨を必ず伝える。

- 「保護者への報告」では、被害者の保護者には、経過や学校の対応を正確に伝え、謝罪と今後の解消への取組について話し合い、了承と協力を依頼する。加害者の保護者には、いじめの具体的な内容や状況、いじめを受けた子どもの心情を正確に伝え、今後の学校の取組について、了承と協力を依頼する。その際、事実について、なかなか納得してくれない場合、理解を得るために十分時間をかけて話し合う。
- 「保護者間の協議」では、必ず管理職が立ち会う。学校の指導方針等を伝え、保護者同士の協力事項を協議する。補償等の話が予想される場合は、保護者同士が納得するまで十分に時間をかけて協議する。その際、記録を必ず残す。

いじめ発見 対応マニュアル



4 重大事案への対処

(1) 重大事案の発生と報告

① 重大事案の意味

ア いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき・自殺を企図した場合

- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ いじめにより児童生徒が相当の期間*学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にこだわらず、重大事案ととらえる。

② 重大事案の報告

学校は重大事案であると認知した場合、直ちに教育委員会へ報告する。

*いじめを受けて重大事案に至ったという申立てが児童や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事案とはいえない」と判断した場合であっても、重大事案が発生したものとして扱う。

(2) 重大事案の調査

対策委員会は、教育委員会より派遣された指導主事等の支援を受け初期対応にあたる。その後、教育委員会より派遣された専門委員と協働し、その対応にあたる。

調査実施前に、被害児童・保護者、及び、加害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。

①調査の目的・目標

事案の全面解明、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであること。

②調査主体（組織の構成、人選）

人選については、公平性・中立性が担保されていること。

③調査時期・期間（スケジュール・定期報告）

調査を開始する時期や調査調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるかについて、目途を示すこと。また、調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うこと。

④調査事項・調査対象

どのような事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）をどのような対象（聞き取り等をする児童・教職員の範囲）に調査するのかについて説明を行うこと。

⑤調査方法

重大事案の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を説明すること。説明した際、被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映すること。

⑥ 調査結果の提供（被害者側，加害者側に対する提供等）

- ・ 調査結果の提供について，被害児童・保護者に対して，どのような内容を提供するのか，あらかじめ説明を行うこと。
- ・ 被害児童・保護者に対し，個別の情報の提供については，妙高市の個人情報保護条例に従って行うことを説明しておくこと。
- ・ 被害児童・保護者に対して，アンケート調査等の結果，調査票の原本の扱いについて，情報提供の方法を説明すること。
- ・ 調査票を含む調査に係る文書の保存について，学校の設置者の文書管理規則に基づき行うことに触れながら，文書の保存期間を説明すること。
- ・ 加害者に対する調査結果の説明の方法について，可能な限り被害児童・保護者の同意を得ておくこと。

① いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

被害児童の心の安定を図るため，当該児童が信頼を置く教師を伴って複数で情報収集にあたる。概して，更なるいじめを警戒して話したがる傾向が見られることから，児童の心身の安全の確保を最優先して聞き取り調査を実施する。同時に在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行い，被害児童から得た情報との照合を図り，事案の全貌把握に努める。

② いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合は，緊急学年集会等を開き事案を報告した上で，在籍児童や教職員に対して組織的にアンケートや聞き取り調査を行う。同時に，被害児童の保護者にも，十分な聞き取り調査を行う。収集した情報は照合を繰り返しつつ，調査を実施し，事案の詳細な全貌解明に努める。

③ いじめが犯罪行為に関わる場合

いじめが暴力や金品のゆすり，恐喝等，犯罪行為にあたる場合，速やかに被害児童の保護者に被害届の提出を依頼し，警察や児童相談所と協力して調査を実施し，事案の全貌解明に努める。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報提供

対策委員会は，いじめを受けた児童やその保護者に対して，調査実施中の経過報告を行い，調査により明らかになった事実関係について，適時，適切な方法で情報を提供する。これらの情報の提供にあたっては，児童のプライバシー保護に十分配慮する。

② 教育委員会への報告

校長は，いじめの全貌について時系列で詳細に整理し，今後の指導・支援方針計画を添えて教育委員会へ報告する。

(4) 関係児童及び保護者への対応

① いじめを受けた児童への対応

重大事案に係るいじめを受けた児童は、心身ともに大きな傷を負っていることが考えられることから、まず、当該児童生徒の心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組む。その後、心身に負った傷の回復に向けて支援するとともに、以前にも増して安心して学校生活を送ることができるよう支援する。具体的には、各学校は次のような対応や支援を行う。

- ・学級担任や養護教諭、カウンセラー等により、心情を丁寧に傾聴する。
- ・いじめに係る事実関係を明らかにするため、聞き取りを丁寧に行う。
- ・いじめの解決に向けて、当該児童の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・安心して生活できる場や時間などの、学習・生活環境を確保する。
- ・心の傷が深い場合にはカウンセラー等による心のケアを勧めるとともに、必要な場合は医療機関の受診を勧める。
- ・いじめられた児童またはその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

② いじめを受けた児童の保護者への対応

当該児童の保護者については、重大ないじめを受けた我が子の心身に対する心配や、いじめを受けたことに対する怒り、いじめを行った児童やその保護者への不信感などを強く抱いていることが考えられる。このような保護者の心情を察しながら、当該児童の心身の安定に努めるために、保護者に対して次のような対応や支援を行う。

- ・学校の管理下で重大事案が発生した場合は、いじめを起こしてしまったことについて誠実に謝罪し、解決に向けて最善を尽くすことを伝える。
- ・当該児童が受けたいじめに係る事実や、児童生徒の心身の状況について丁寧に説明する。
- ・いじめの解決に向けて保護者の意向を丁寧に聞き取り、望ましい解決方法を共に検討する。
- ・保護者自身が不安を抱いている場合は、カウンセリングを勧める。

③ いじめを行った児童及び保護者への対応

いじめを行った児童に対しては、その行為が決して許されない行為であることを十分認識させ、決して繰り返さないよう指導する。その際、いじめを受けた児童の立場に身を置き、相手の心の痛みを推測させることを通じて自己の行為の重大さを実感させ、深い反省の上に立って再発防止を自ら誓うことができるようにする。

当該児童への指導においては、本人の心の弱さを受け止め、心情に寄り添いながら指導する。これにより、本人の心からの反省を促すとともに、その後の学校生活への前向きな姿勢を引き出していく。

また、当該児童の保護者に対しては、我が子の行ったいじめに係る事実を丁寧に伝え、その行為の重大さを認識させるとともに、解決に向けた道すじを示し、いじめを受けた児童及び保護者に謝罪する等の協力を求める。

その後、子どもへの接し方や保護者としての役割について、適切に指導・助言する。